

施策名【就労・雇用】

[illegible]

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	中小企業退職金共済掛金補助金		
事務事業名称	労働振興事業	事務事業コード	3511-1
所 管	経済	部	商工振興 課 商業振興・雇用 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	市内就業者の福祉増進と雇用の安定を図る				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	1月から12月までに共済制度に新規加入した従業員がいる市内中小企業者に、被共済者1人につき年額7,200円を限度に退職金共済掛金の一部に係る経費を補助する。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		☐ 個人		
	名称(個人は除く)	-			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	対象となる被共済者の人数に応じて、退職金共済掛金の一部を補助する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	124 件	125 件	
決算額(予算額)	1,594,300 円	1,785,800 円	2,173,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	1,594,300 円	1,785,800 円
指標	目標値 (単位)	-	-
	実績値 (単位)	-	-
	達成率	- %	- %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	対象となる被共済者、324人分の退職金共済掛金の一部を補助した。	対象となる被共済者、350人分の退職金共済掛金の一部を補助した。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・年度により対象者に変動があるため、増減がある。 ・市内就業者の福祉増進と雇用安定に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・より多くの方に制度を活用していただけるよう、リーフレット等の配布等、制度の普及に努める。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤中小企業退職金共済掛金は市内企業に勤める従業員が安心して働き続けられるよう、また、中小企業の振興に寄与するため、今後も引き続き交付していく。ただし、市単独補助金は原則終期の設定が必要であることから、終期を定めるとともに、交付実績などを分析し一定数以上の効果が得られるよう、制度の見直しを行う。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久地区労働者福祉協議会補助金		
事務事業名称	雇用確保安定事業	事務事業コード	3511-1
所 管	経済	部	商工振興 課 商業振興・雇用 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久地区労働者福祉協議会補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	((有)・無)	終期	令和 8 年度
目的	労働者の福祉の充実と生活の安定を図るための事業を推進する				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	【補助対象経費】:補助対象事業(労働者相互の親睦促進に資するイベント等)に要する経費 【補助率】:補助対象経費の2分の1に相当する額に人口割を乗じて得た額(75万円を限度額とする。)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☐ 個人		
	名称(個人は除く)	佐久地区労働者福祉協議会			
指標設定	設定の考え方	勤労者の共同・連帯を図るための活動の実施回数		目標値	6回
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	39,000 円	127,000 円	500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	39,000 円	127,000 円
指標	目標値 (単位)	6 回	6 回
	実績値 (単位)	1 回	6 回
	達成率	16.7 %	100.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	令和4年度の達成率が低い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になった等の理由による。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められる。新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったため、繰越金が高額になっている。令和5年度の外部評価に基づき要綱の見直しを行ったことから、今年度から適正化を図っていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑥新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったため、繰越金が高額になっている。団体育成運営補助金の支出基準に照らし、適正化を図るため、令和6年度から返還条項等の設定等を行うなどの見直しを行った要綱で運用する。

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	移住者雇用対策事業補助金		
事務事業名称	雇用確保安定事業	事務事業コード	3511-1
所 管	経 済 部	商工振興 課	商業振興・雇用 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市移住者雇用対策事業補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期	平成 27 年度 (経過年数 9 年)		終期設定	((有)・無)	終期	令和 5 年度
目的	移住者の雇用を促進し、市内定住人口の増加を図る					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	移住者の雇用1人当たり15万円					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☒ 不特定団体		☐ 個人			
	名称(個人は除く)					
指標設定	設定の考え方		佐久市に移住し、就職した人数		目標値	10人
	指標が数値でない場合の評価方法		—			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	15 件	10 件	
決算額(予算額)	3,450,000 円	1,500,000 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	3,450,000 円	1,500,000 円
指標	目標値 (単位)	10 人	10 人
	実績値 (単位)	23 人	10 人
	達成率	230.0 %	100.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	—	—

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・目標値を達成しており、行政目的達成のための手段として妥当性がある。 ・市内企業の人材確保及び移住者の雇用に繋がっており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	令和5年度で終期到来

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	×
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	×
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和6年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市インターンシップ事業補助金		
事務事業名称	雇用確保安定事業	事務事業コード	3511-1
所 管	経済	部	商工振興 課 商業振興・雇用 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別		事業費補助金(奨励的補助金)					
根拠法令等名称		佐久市インターンシップ事業補助金交付要綱				法令種別		要綱			
始期		平成 22 年度 (経過年数 14 年)		終期設定		((有)・無)		終期		令和 7 年度	
目的		企業のPRの場や、学生の就業体験の場としてインターンシップ事業を実施することにより、学生の市内企業への就業、市内企業の人材確保を支援する									
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		実習生向け補助金: 交通費上限10,000円、宿泊費上限1泊5,000円×5泊									
交付対象者、団体		☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)				☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)					
		☐ 不特定団体				☒ 個人					
		名称(個人は除く)		—							
指標設定		設定の考え方		本補助金活用し、インターンシップ事業に参加した実習生の人数				目標値		20人	
		指標が数値でない場合の評価方法		—							

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
交付件数	14 件	1 件	
決算額(予算額)	161,000 円	10,000 円	525,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	161,000 円	525,000 円
指標	目標値 (単位)	20 人	20 人
	実績値 (単位)	14 人	1 人
	達成率	70.0 %	5.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・市内企業のPRの場や、学生の就業体験の場の提供という行政目的を達成するための手段として、妥当性がある。 ・県外の学生も対象となっているため、交通費1万円および宿泊費1泊5000円(5泊限度)という金額は妥当である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・市内企業や学生等に向けて、引き続き市ホームページ等で制度の周知を図るとともに、企業が行うインターンシップの説明会などにおいて、学生への交通・宿泊の補助についても承知していただき、利用率の向上を目指す。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑧補助額は実費満額(上限設定あり)と定めている。本補助金は、市内事業所における就業体験の機会を提供することにより、職業選択能力及び就業意識の向上を図るとともに、市内事業所に対する理解促進を図り、人材確保による地域活性化に資することを目的としているが、元々市内に実家等がない学生も参加しやすいよう、学生の負担を軽減するためにこのような制度設計としている。